

平成26年9月

平成27年度税制改正要望

石油化学工業協会

会長 浅野敏雄

わが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が足元ではみられるものの、昨年からの政府の金融、財政政策及び成長戦略の諸施策の効果を背景に、民間設備投資が増加するなど、回復に向けて着実に推移しています。今後、海外経済の下振れ等の懸念があるなかで、デフレから確実に脱却し、持続的成長を実現していくためには、なお一層の施策の早期実施が求められています。

わが国石油化学産業は、近年、事業再編・統合等による構造改革を推し進め、コスト競争力・技術開発力の強化及び高付加価値分野への事業展開を行ってまいりました。一方で、海外諸国においては、東アジア及び中東地域における最新鋭の大型石化設備の相次ぐ稼働や、シェール革命等による安価原料へのシフトなどにより競争力の強化が図られており、設備のヴィンテージ(平均年齢)が高いわが国石化産業は非常に厳しい国際競争に晒されています。

このようななかで、わが国石化産業は、研究開発力の強化、さらなる事業構造改革など、競争力の一層の強化に向けた取り組みを推進しています。しかしながら、エネルギーをはじめとする諸コストが高く、諸規制・制度の厳しいわが国の現在の事業環境の下では、その推進は容易ではなく、リスク軽減の観点からも、需要が増大している国外への脱出が有力な選択肢とならざるを得ない状況にあります。わが国製造業のサプライチェーンの根幹をなす石化産業が、国内において引き続き安定的に製品を供給し、地域の雇用を維持・創出していくためには、これらの事業環境の早期改善が不可欠となっています。

事業環境の改善の一環として、平成 27 年度税制改正に対し、税制上の国際的なイコールフットィングの実現を図るべく、次の諸点について要望いたします。

I 重点要望項目

1. 法人実効税率の見直し

本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針において、法人実効税率を来年度から数年で20%台まで引き下げる方針が示された。わが国企業の国際競争力を早期に高め、また国内産業の空洞化を抑制し国内雇用を確保するためにも、できるだけ短期間で20%台を実現すべきである。さらにその後には、アジア近隣諸国と均衡する水準、すなわち25%程度まで引き下げることを要望する。

2. 石油化学製品製造用原料に係る揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

海外の主な石油関連消費税をみると、その課税対象は自動車用燃料や暖房用燃料等の燃料油に限定されている一方、石油化学原料等の産業用原料油は課税対象とされておらず、原料非課税が世界標準となっている。

しかしながら、わが国においては、石油化学製品製造用原料は租税特別措置法で免税措置が講じられており、揮発油税及び石油石炭税ともに、その本則においては課税対象とされている。すなわち、暫定措置として免税が認められているという不安定な位置づけであり、わが国石化産業が国内で事業運営を行ううえでの不安材料の一つとなっている。世界標準に照らした対応として、本則における非課税化を実現すべきである。

なお、昨年12月に策定された平成26年度与党税制改正大綱には「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。」と明記されており、適切な対応を要望する。

3. 研究開発促進税制の拡充

産業競争力の源泉である研究開発分野において、新興国の追い上げによるわが国の相対的な地位の低下を防ぎ、次世代技術による新たな経済基盤を創出していくためには、中長期的な研究開発へ向けて、継続的に腰を据えた投資を行うことが肝要であり、税制についても安定的かつ永続的な制度に向けた見直しが必要である。具体的には、総額型の控除上限（法人税額の30%）に係る適用期間の恒久化（現行2年）、税額控除限度超過額の繰越期間の延長（1年→5年）を要望する。

また、研究開発の効率化のためには、共同研究及び委託研究の活用も重要であり、これをより一層推進するために、特別試験研究費税額控除制度

について、控除率を引き上げる等の拡充を要望する。

少なくとも、将来に亘って国内における研究開発投資を継続するためには、総額型の維持が不可欠である。研究開発拠点の海外移転を抑制するためにも、総額型の安易な縮減には反対する。

4. 償却資産に係る固定資産税の見直し

製造設備に対する固定資産税は、国際的に見て一般的な制度とは言えず、石油化学をはじめとするわが国装置産業の国際競争力を低下させるものである。わが国企業の産業競争力の強化及び設備投資の促進のためにも、償却資産に係る固定資産税の廃止・縮減を要望する。まずは、設備等投資促進税制の適用期間内に新規取得した償却資産について、固定資産税を非課税とするなど、成長戦略の実現に向けた措置を強く要望する。

また、残存価額が廃止された法人税の計算方法との整合を速やかに図るべきである。

5. 事業構造改善諸施策に対する税制優遇措置の整備

中国や中東等で大型の新鋭設備が立ち上がり、石油化学製品の供給過剰傾向が増す中で、わが国石化産業の老朽化した設備による国際競争力の確保は困難を極めるものである。石化業界各社はコンビナート競争力強化を求めて、エチレン製造設備の縮減をはじめ、事業及び過剰設備の統廃合・転換等、大規模な構造改善への諸施策の検討を進めている。かかる諸施策を後押しするものとして、適切な税制優遇措置が講ぜられることを要望する。

(1) 組織再編税制の適用要件の緩和

コンビナートを形成している石化業界では、近隣会社との連携による事業の再編も重要な選択肢となるが、現行の組織再編税制では、共同事業要件を満たさない限り、税制適格の取り扱いを受けることができないため、事業再編実現の可能性が狭まるケースがあり得る。

コンビナート周辺の雇用を守るためにも、事業再編の実現による事業の継続は重要であり、円滑な事業再編を促進するために、事業構造改善の組織再編について共同事業要件を緩和することを要望する。

(2) 有限責任事業組合（LLP）に対する組織再編税制の適用

現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件等を満たしていたとしても、有限責任事業組合（日本版LLP）は対象外となっており、現物出資の際には簿価での移転ができない等の弊害がある。

LLPに法人同様の優遇税制が適用できないことは公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものであるため、組織再編税制の対象に含めるよう要望する。

(3) 合同会社（LLC）に対するパススルー課税の導入

企業の事業再編手法を多様化し、事業構造改善を後押しするためにも、合同会社（日本版LLC）に対するパススルー課税の導入を要望する。

(4) 連結納税制度の見直し

連結納税開始・加入時の子会社における時価評価課税の廃止あるいは緩和等の改善を図り、連結納税制度を一層使いやすいものとすることを要望する。

また、連結納税の適用は国税に限定されているため、地方税については連結納税グループ法人との課税所得の通算メリットが享受できない。グループ内組織再編による税コストの増加を回避し、事業構造改善を一層推進するために、地方税への連結納税の適用を検討すべきである。

Ⅱ その他の要望項目

1. 消費税制の見直し

消費税の軽減税率については、税収減を招くこと及び事務負荷が増大すること等のデメリットが想定されることから、導入に反対する。

また、消費税の課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除できる制度、いわゆる95%ルールについては、大企業への適用が廃止されたことにより、事務負荷が増大した。簡便な制度とすることで企業、行政双方の対応コスト増を抑制することは、わが国の競争力を維持・強化する上でも重要であるため、95%ルールの大企業への再適用、あるいは99%など率を見直して再設定することを強く要望する。

2. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策のための税は、わが国のエネルギーコストの一層の上昇につながり企業の負担が増大するため、企業の地球温暖化対策に係る技術革新を阻み、さらには国内産業の空洞化を招く懸念がある。そもそも、現行制度は震災前の状況下で策定された制度であり、現在のあるべき政策に対応するものではないため、廃止も視野に入れた抜本的な見直しを早急に検討することを要望する。

なお、現行制度はエネルギー起源のCO₂排出抑制のための措置として導入されたものであり、使途の拡大には反対する。

3. 印紙税の廃止

近年、電子商取引が普及し、経済取引のペーパーレス化が著しく進展するなか、紙を媒体とした文書のみ課税する印紙税は、合理性、公平性が失われている。また、その課税範囲については不明確、不明瞭な部分が多い。円滑な商取引を促進するためにも、印紙税を廃止すべきである。

4. 事業所税の廃止

事業所税は、一定規模を上回る都市において適用される地方税であるが、類似の税制として法人事業税や固定資産税が存在しており、事業所税は二重課税的な性格を帯びている。このような屋上屋を架す如き税目は、課税としての合理性を欠くものであり、廃止すべきである。

5. 国際課税制度の改善

(1) 移転価格税制の改善

- ① 詳細なガイドラインの提示や類型化した承認案件の公表等により、事前確認制度や独立企業間価格算定等における基準及び手続きの明確化・簡略化・迅速化を進め、さらに使いやすい制度にするべきである。特に、事前確認制度について、手続きの簡素化、審査の迅速化を要望する。
- ② 現租税条約締結国との移転価格課税の場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にすべきである。
- ③ 無形資産の取扱いについては、予見可能性が確保され、且つ国際的なルールとも整合性をとった上で、法令レベルで規定すべきである。

(2) 外国税額控除制度の拡充

- ① 控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間（現行3年）を、帳簿保存期間（現行9年）と整合するように延長すべきである。
- ② 海外配当益金不算入制度の導入に合わせ、海外子会社からの配当に対する源泉税の直接税額控除が廃止されたことから、当該源泉税が負担となり、配当による資金の還流が妨げられている。当初の目的である資金還流の促進を図るため、租税条約を改正して源泉税を免除すべきである。
- ③ 国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の90%というシーリングを撤廃すべきである。

(3) タックスヘイブン対策税制の見直し

シンガポール、台湾、香港等軽課税国の法人税率は租税負担割合の基準（トリガー税率）より低く、さらに2015年4月から英国の法人税率の引き下げが予定されているなど、海外諸国の法人税率は引き下げの傾向にあることから、トリガー税率を現行の20%から実効税率の半分とるように見直すべきである。

(4) 二国間租税条約の締結及び改正の推進

租税条約ネットワークの一層の拡充及び既存条約の改正による内容の充実化を要望する。

6. 法人税制の改善

(1) 税務上の欠損金の繰越可能期間の延長または無期限化

平成 23 年度税制改正により、欠損金の繰越期間が7年から9年に延長される一方、大法人については繰越欠損金の使用が8割に制限されている。しかしながら、繰越期限及び単年度の使用上限という二つの制限を設定している国は稀である。国際的なイコールフットイングの観点から、繰越期間を欧米諸国並みに延長または無期限化することを要望する。

(2) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

繰戻還付制度は、法人税法で規定されているにもかかわらず、財源措置として停止されている。平成 21 年度税制改正において中小企業向けの適用は復活されたが、大企業は依然として凍結されたままである。本来全ての企業に認められるべき税制優遇措置の企業規模による適用要件の齟齬は、速やかに解消されるべきである。

(3) 受取配当金の二重課税の排除

二重課税排除の観点から、受取配当金は持ち分に関係なくすべて 100% 益金不算入とするべきである。

(4) 国際会計基準とのコンバージェンスへの対応

国際会計基準と日本基準のコンバージェンス等によって会計と税務の乖離が生じ、その結果、税務上のデメリットが発生する可能性がある。上場会社やその子会社に関しては、確定決算主義や損金経理要件の緩和など、税制上の柔軟な対応を要望する。

7. 法人地方税制の改善

(1) 地方税の申告・納税制度の抜本的な改善

法人事業税及び住民税の申告処理は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位での対応が要求されており、加えて自治体によって様式が不統一であるため、企業の事務負担は相当に高くなっている。

かかる状況を改善するために、本社一括申告・納税制度の導入を検討し、企業、行政双方の合理化につながるような制度全体の抜本的な改革を行うべきである。

(2) 法人事業税の外形標準課税制度の改善

法人事業税の外形標準課税には、持株会社について資本割の特例が設けられているが、特例の対象となる持株会社は 50%超の子会社株式を有する会社限定されている。設立・運営目的が同じ持株会社でありながら、出資比率によって税負担が異なることは一貫性を欠いており、持株割合が 20%以上の関係会社株式まで特例制度の対象範囲を拡大するべきである。

また、法人事業税の外形標準課税は煩雑な作業を伴うものであり、制度簡素化が不可欠である。特に、付加価値割に係る課税標準の算出等の煩雑な作業に対して、簡素化を行うべきである。

(3) 土地に係る固定資産税等の軽減

工場用地等に係る固定資産税は、地価が低い水準で推移している状況にも関わらず、企業にとって重い負担となっている。土地に係る固定資産税の軽減は、製造業の国内回帰を促し、地域再生にもつながる。そのためには、全国共通の制度として工場用地等の負担水準の上限を現行の 70%から 60%程度に引き下げるべきである。

また、コンビナートの事業構造改善に伴う設備撤去後の跡地は、やむを得ず遊休地となるケースがある。円滑な事業構造改善を後押しし、コンビナートの競争力を強化するための環境整備として、遊休地となっている期間の固定資産税の減免、新規事業の誘致に係る不動産取得税の減免等、税制上の支援措置の導入を要望する。

8. その他

(1) 石油化学製品製造用のノルマルパラフィンに係る石油石炭税の免税及び還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料であるノルマルパラフィンについても、石油化学製品製造用原料ナフサと同等の石油石炭税の免税及び還付措置を創設すべきである。

(2) 石油化学製品製造用の低重合度混合アルキレンに係る石油石炭税の免税及び還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料である低重合度混合アルキレンについても、石油化学製品製造用原料ナフサと同等の石油石炭税の免税及び還付措置を創設すべきである。

(3) 石油化学製品製造用のコンデンセートに係る石油石炭税の還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料である国産コンデンセートについても、石油化学製品製造用原料ナフサと同等の石油石炭税の還付措置を創設すべきである。

(4) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

特別法人税については、拠出時・運用時は非課税、給付時に課税という年金税制の基本原則に反することから、廃止すべきである。

(5) 国税電子申告の改善

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、Word、Excel、PDF等で作成された書類は電子データで送信ができず、別途提出が必要となっているため、企業の負担となっている。e-Taxの普及促進及び利便性向上を図るために、仕様を改善すべきである。

また、特別復興法人税の申告書別表など、電子申告に未対応のケースがあるが、今後の新税制や税制改正については、極力タイムリーに電子申告対応が図られるよう要望する。

(6) 固定資産減損の損金算入

(7) 電話加入権の償却

(8) 少額減価償却資産の取得価額基準の見直し（10万円→20万円未満）

(9) 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う法人税等の非課税化

独立行政法人日本貿易保険（NEXI）の全額政府出資の特殊会社化については、法人税や事業税が課税された場合、保険料の引き上げにつながり、わが国企業の国際競争力を損なうことにつながることから、法人税や事業税等の非課税措置を講じるべきである。

以上